

令和 7 年度第 21 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 27 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2421〕

① 件名

産後ケア事業における加算項目の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本事業は、令和 7 年度から利用期間の延長等の拡充と併せ、県内事業所の広域的な利用が可能となる県集合契約への参画により、利用者の利便性向上と効果的な事業の推進を図ってきた。

しかし、産後ケア実施事業者より、利用期間が 12か月未満まで延長になったことで、乳児の月齢に応じた業務量の増大と兄姉同伴時の安全性確保の課題が挙げられた。

このような状況から、県が事務局を担い市町村担当者と関係団体等で構成する産後ケア事業協議会において、事業実施における加算項目である「多胎児加算」の適応類型の見直しと、これまで選択項目であった「兄姉児加算」を必須項目とすることについて、県全体で取り扱うことになった。

【目的】

事業の加算項目見直しを行うことにより、利用者の安心安全の確保及び効率的な事業の推進を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

石巻市産後ケア事業実施要綱（令和 7 年告示第 81 号）

【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：[有・無]】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

1 妊娠から出産・子育て期における切れ目のない支援を行う

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 3 年 4 月 石巻市産後ケア事業開始

令和 6 年 4 月 事業の利用期間を 1 か月延長

令和 7 年 4 月 事業の利用期間延長及び利用回数等の拡充

10 月 令和 7 年度産後ケア事業協議会において協議、県全体での方針決定

令和 8 年 1 月 令和 8 年度当初予算裁定

⑤ 主な内容

【加算項目の見直し】

No.	事業類型		加算項目 (令和 8 年度)		加算項目 (令和 7 年度)
	類型	時間	①多胎児加算	②兄姉児加算 (追加)	
①	宿泊型	1 日当たり	—	5, 200 円	① 多胎児加算
②		1 日（6 時間）	—	2, 100 円	5, 200 円
③		半日（3 時間）	—	700 円	2, 100 円
④		2 時間	—	700 円	2, 100 円
⑤	訪問型	4 時間	1, 400 円	—	1, 400 円
⑥		3 時間	1, 400 円	—	1, 400 円
⑦		2 時間	1, 400 円	—	1, 400 円

※(1) 多胎児加算：双子など、多胎児の 2 人目以降 1 人当たりの費用額

(2) 兄姉児加算：兄姉や生後 4 か月以降の児を受け入れた場合の 1 人当たりの費用額

(兄姉に多胎児を含む。なお、生後 4 か月未満の多胎児を受け入れた場合は、2 人目以降 1 人当たりの費用額)

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

安心して子育てができる環境の拡充と、産後うつの予防及び子どもの虐待防止等を図ることができる。

【市財政への負担】（令和8年度当初予算額）

14,933千円

（内訳：需用費 172千円、役務費 61千円、委託料 14,700千円）

(財源)	子ども・子育て支援交付金 (国1/2)	7,466千円
	(県1/4)	3,733千円
	一般財源 (1/4)	3,734千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

令和8年度については、本市を含め34市町村が県集合契約に参加を予定している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市産後ケア事業実施要綱の一部改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

4月 公益社団法人宮城県医師会及び一般社団法人宮城県助産師会と集合契約締結
集合契約に参画しない市内事業所等と個別契約締結
事業開始

⑨ その他